

交付申請の流れ

「gBizIDプライム」アカウントの取得

電子申請システム「jGrants」の利用前に、「gBizIDプライム」アカウントを取得する(1~2週間程度)

本事業のWebサイトより認定経営革新等支援機関による確認書をダウンロード

認定経営革新等支援機関に本補助金に係る確認書を取得する

申請に必要な書類の準備

当てはまる交付申請類型に則って、必要書類を準備する

オンライン申請フォーム(jGrants)に必要事項を記入

「必要書類チェックリスト」で申請様式、必要書類に相違・不足ないか確認

オンライン申請フォーム(jGrants)に提出する必要書類を添付

申請処理を行い、申請状況を確認

事業承継・引継ぎ補助金特設Webサイト

<https://jsh.go.jp/r3h/>



事業承継・引継ぎ補助金(経営革新)に関する相談窓口

『事業承継・引継ぎ補助金事務局(経営革新)』

TEL:050-3615-9053


※電話受付時間 [10:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝日を除く)]

創業・事業承継・事業再編・事業統合等を契機として

経営革新等に取り組む中小企業者の皆様へ

事業承継・ 引継ぎ補助金 経営革新のご案内



 事業承継・
引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ補助金事務局

事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ補助金とは？

事業承継・引継ぎ補助金は、事業再編、事業統合を含む事業承継を契機として経営革新等を行う中小企業・小規模事業者に対して、その取組に要する経費の一部を補助するとともに、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、事業承継、事業再編、事業統合を促進し、我が国の経済の活性化を図ることを目的とする補助金です。

制度のポイント

1 jGrants(補助金の電子申請システム)を利用した電子申請が必要となります

本補助金の交付申請を行うにあたっては、経済産業省が運営する補助金の電子申請システム「jGrants(Jグランツ)」を利用します。また、jGrantsの利用にあたっては、「gBizIDプライム」アカウントが必要となります。

2 申請期間を4期間設定しています

令和3年度補正予算 事業承継・引継ぎ補助金では、各事業とも申請期間を4期間設定しており、タイミングに応じた申請が可能です。各申請期間については公募要領やWebサイトなどで、申請期間をご確認ください。

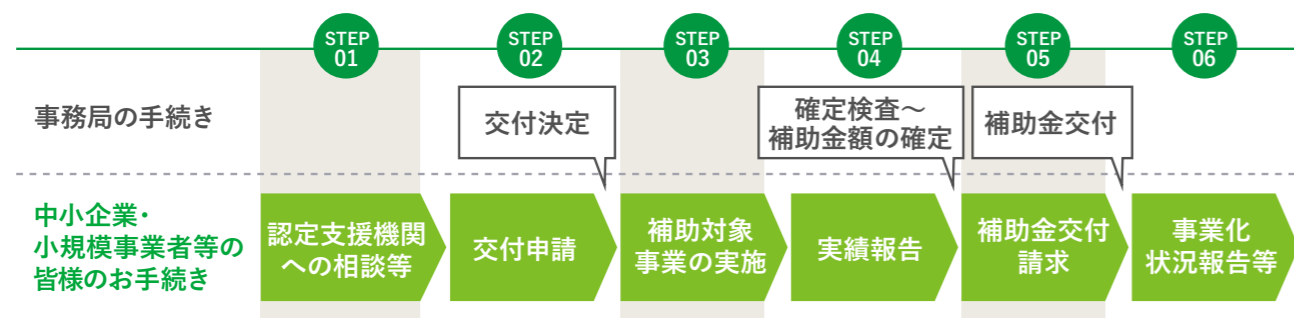
3 「中小M&A支援機関に係る登録制度」に登録された登録FA・仲介業者が支援したものに限り補助対象となります

専門家活用において委託費のうち、FA業務又は仲介業務に係る相談料、着手金、成功報酬等の中小M&Aの手続進行に関する総合的な支援に関する手数料に関しては、「M&A支援機関登録制度」に登録された登録FA・仲介業者が支援したものに限り補助対象経費となります。なお、FA・M&A仲介費用以外の経費については、「M&A支援機関登録制度」に関係なく、事務局が認めたものが補助対象となります。

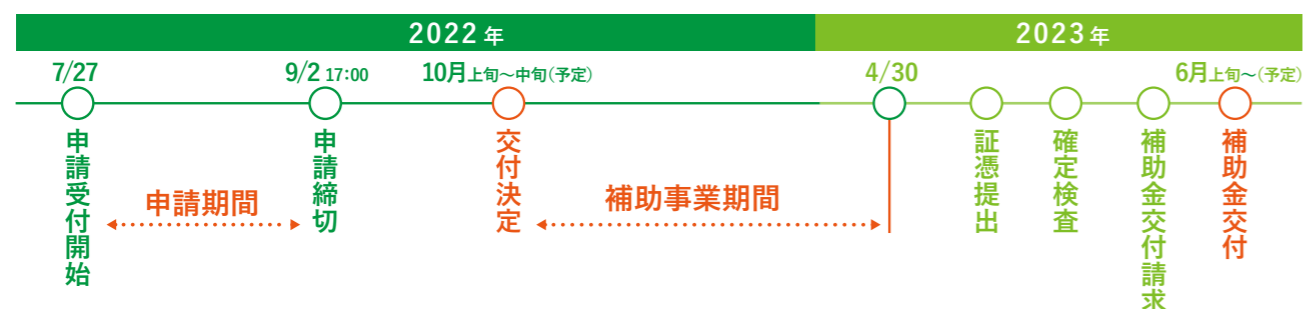
4 廃業・再チャレンジ事業を新設しています

令和3年度補正予算 事業承継・引継ぎ補助金では、再チャレンジに取り組むための廃業に係る経費の一部を補助する事業として、廃業再チャレンジ事業を新設しています。本事業は、経営革新事業・専門家活用事業との併用申請が可能であるほか、M&Aへの取り組み後に廃業した際には廃業・再チャレンジ事業単独での申請が可能です。詳細は公募要領をご確認ください。

補助金交付までの流れ(経営革新)



申請スケジュール(経営革新)



<経営革新>

経営革新等に取り組む中小企業・小規模事業者等を類型に応じて支援

創業支援型

- 条件01 創業を契機として、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等に取り組む者であること。
- 条件02 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、一定の実績や知識等を有している者であること。

経営者交代型

- 条件01 事業承継を契機として、経営革新等に取り組む者であること。
- 条件02 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、一定の実績や知識等を有している者であること。
- 条件03 地域の雇用をはじめ、地域経済全般を牽引する事業等創業を契機として、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等に取り組む者であること。

M&A型

- 条件01 事業再編・事業統合等を契機として、経営革新等に取り組む者であること。
- 条件02 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、一定の実績や知識等を有している者であること。
- 条件03 地域の雇用をはじめ、地域経済全般を牽引する事業等事業承継を契機として、経営革新等に取り組む者であること。

類型	対象となる経費	補助率	補助上限
創業支援型	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料、廃業費	補助対象経費の2/3以内	600万円以内
経営者交代型	(廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用)等	※補助額の内400万円超～600万円の部分の補助率は1/2	※生産性向上要件を満たさない場合は400万円以内 ※廃業費用に関連する上乗せ額は150万円以内
M&A型			

※詳細は公募要領をご確認ください。

申請受付期間 2022年7月27日(水)～2022年9月2日(金)17:00